

甲府発電所維持管理計画

作成日 令和4年6月17日

維持管理計画

1. 維持管理の基本的事項

① 事業者名

株式会社湖北台産業 代表取締役 番場和幸

② 施設の設置場所

山梨県甲府市上帯那町 1510 他

③ 保守点検責任者

株式会社湖北台産業 代表者名 桑原敏洋

④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

7096 m² （1区画 887 m²）

308.0 キロワット（太陽電池の合計出力 462.16 キロワット）

⑤ 運転開始年月日

2017年4月17日

⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、地元専門業者と業務委託契約を結び、異常が発生した場合には、直ちに対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○付帯施設

- ・排水設備、調整池のコンクリートなど構造物に亀裂、陳加藤がなく、ごみの妻リヤド者の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。
- ・排水計画外からの流入又は計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。
- ・擁壁・法面に亀裂や崩れがないか巡視を行い、必要に応じ修繕等を実施する。

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、
記載例 59 事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。
- ・土砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないように管理する。

⑦損害保険の加入状況

株式会社フィット

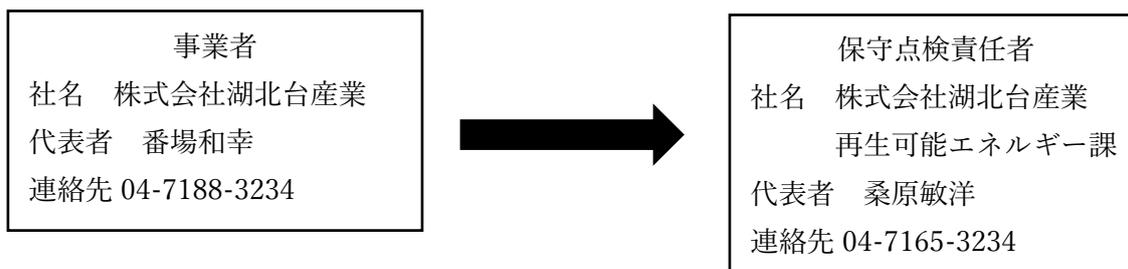
火災保険

保険の内容 財物保障

⑧事業を廃止する際の対応

- ・廃止に要する費用の確保に関する方法
廃棄費用の積み立て
- ・太陽光発電設備の処分方法
経済産業省推奨方法にて対応
- ・廃止後の事業区域の利用計画
検討中

2. 維持管理の実施体制



3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 太陽光発電設備

対象	モジュール・架台		
判定方法と判定基準			
目視・触手・聴覚			
検査項目	判定基準	点検周期	備考
接地線	接地線に異状がなく、ネジに緩みが無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
ガラス(受光面)	著しい汚れ及び破損が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
架台	腐食及び破損が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
外部配線	接続ケーブルに損傷が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	固定が確実にされていること。		

対象	集電箱		
判定方法と判定基準			
目視・触手・聴覚			
検査項目	判定基準	点検周期	備考
接地線	接地線に異状がなく、ネジに緩みが無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
外箱	腐食及び破損が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	充電部が露出していないこと。		
水の侵入確認	水の侵入、またはその痕跡が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	配管部での水の侵入、またはその痕跡が無いこと。		
外部配線	接続ケーブルに損傷が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	固定が確実にされていること。		
開閉器	開閉器に異常な熱が発生していないこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	開閉器が閉状態であること。		

対象	パワーコンディショナー		
判定方法と判定基準			
目視・触手・聴覚			
検査項目	判定基準	判定結果	備考
接地線	接地線に異状がなく、ネジに緩みが無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
外箱	腐食及び破損が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	充電部が露出していないこと。		
水の侵入確認	水の侵入、またはその痕跡が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	配管部での水の侵入、またはその痕跡が無いこと。		
外部配線	接続ケーブルに損傷が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	固定が確実にされていること。		
開閉器	開閉器に異常な熱が発生していないこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	開閉器が閉状態であること。		
異音・振動	運転時の異常な音や振動・異臭が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
表示部	異常を示すコードやランプの点灯、点滅が無いこと。	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	アラームログの確認。		
	発電状況に異常がないこと。		

2.付帯施設

判定方法と判定基準

目視・触手・聴覚

点検箇所	判定基準	点検周期	備考
排水施設	水路に落下物のつまり、	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	亀裂、ずれがない		
	破損がない		
	排水設備外への漏水がない		
防護柵	① 著しいさび、きず、破損、傾斜がない	年 4 回 (年次点検 1 回)	
① フェンス	② 視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない		
② 標識	③ 開閉に異常がなく、施錠に問題がない		
③ 入口扉			
進入路 管理路	周辺からの土砂の流入、	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	事業地周辺への土砂の流出がない		
	雨天等による洗堀がない		
	草木の繁茂がない		
基礎地盤 舗装あり	亀裂、剥離がない	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	段差、傾斜がない		
	空洞の発生(土砂の流出)がない		
	隆起の発生がない		
基礎地盤 舗装なし	周辺からの土砂の流入、	年 4 回 (年次点検 1 回)	
	事業地周辺への土砂の流出がない		
	雨天等による洗堀がない		
	草木の繁茂がない		

4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

- ・ 太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを 3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
- ・ 周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等
 - (ウ)周辺環境の整備

○豪雨（洪水）による水害

- ・ 土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護、土のうの設置等

○土砂災害

- ・ 排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護、土のうの設置等

○地震による倒壊等

- ・ 太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを 3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○豪雪による倒壊等

- ・ 太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを 3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○実施体制

2.維持管理の実施体制と同様

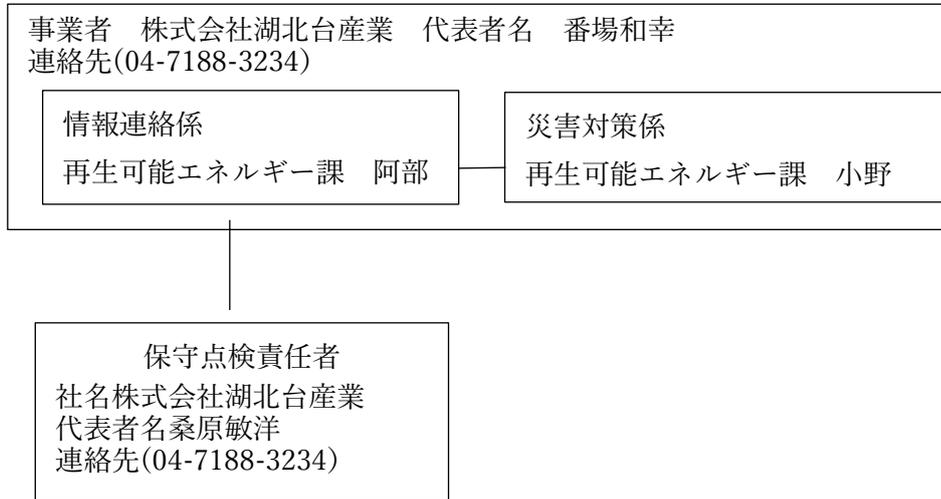
5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急対応・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○ 災害対策組織図



○ 災害発生時連絡体制表

